

(審査案件：諮問第 21 号)

答 申

第 1 審査会の結論

石垣市長が令和 7 年 9 月 12 日付けで審査請求人に対し行った公文書存否応答拒否決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

- 1 令和 7 年（2025 年）8 月 15 日、審査請求人は、石垣市情報公開条例（平成 13 年石垣市条例第 23 号。以下「条例」という。）に基づき、「石垣市字〇〇□□番地水栓所有者 A の止水時からの現在（令和 7 年 7 月迄）の水栓履歴。止水時の水栓所有者名及び使用者名、止水依頼者名」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和 7 年（2025 年）8 月 29 日、石垣市長（以下「実施機関」という。）は本件請求に対し公文書公開決定期間延長（石水水第 110-1 号）、その後、令和 7 年 9 月 12 日公文書存否応答拒否決定（石水水第 110-2 号、以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和 7 年（2025 年）10 月 2 日、審査請求人は、本件処分に対し、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が「審査請求書」で行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

個人情報保護法では本人が自分自身の保有個人データを開示することは認められているため、実施機関の対応は適切ではなく、当該文書の開示を求める。

2 決定理由書に対する意見における主張

市側は公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるためという理由を述べるが、本人が本人の情報を開示するのにそういうおそれはない。

3 意見聴取における主張

止水した後に私宛に請求が来た。なぜ私に料金が発生するのか疑問に思い水栓所有者として水道部に公文書公開請求したところ、個人情報に該当する上、存否情報も明らかにしないとの回答があった。石垣市水道事業給水条例施行規程には、止水届（水道使用異動届）があり、水栓所有者として水栓履歴を閲覧する権利があると考え。本人の情報を本人に対して開示できないのは理由として通らないと思う。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が「決定理由説明書」及び意見聴取で行った主な主張は、次のとおりである。

1 決定理由説明書における主張

本件開示請求が保有個人情報開示請求ではなく、公文書公開請求であった。存否情報を公にすることにより、個人の財産状況や居住実態など、個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を開示することになる。よって、条例第7条第2号及び第3号に該当すると判断し決定した。

2 意見聴取における主張

水道水は、石垣市水道事業と水道使用者との契約によって供給され、契約者から使用者名、連絡先の提供を受けている。又、水栓履歴は、水道料金調定システムにおいて水道使用者の住所、氏名、連絡先、毎月の使用水量、料金額、納付状況などが記録されており、これらの情報は個人情報に該当すると考える。

存否情報を公にすることは、使用者の居住実態（家族構成や法人の場合は施設の使用状況）、水道料金の支払状況、滞納の有無から使用者の財産状況が推測され、個人のプライバシー又は法人の営業秘密が侵害されるおそれがある。

併せて、本市の地域特性として、親族同士の繋がりや公民館活動など自治会による結びつきが強い場合も多く、水道契約があるかないかだけで個人の特定に繋がる可能性もあることから、当該公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することが妥当と判断した。

第5 審査会の判断

1 条例第9条第2項について

本件処分は、条例第9条第2項の規定により、公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否（以下「存否応答拒否」という。）したものである。

条例第9条第2項は「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と定めており、同条項中の「公開請求を拒否するとき」とは、存否応答拒否を含むものと解される（石垣市情報公開条例施行規則第3条第1項第5号）。

この存否応答拒否の規定は、例えば、特定の個人の名を挙げた上で、その個人に関する情報が記録された公文書の開示請求があり、当該公文書に記録されている情報が非開示情報に当たる場合、当該公文書が存在することを答えるだけで、当該個人に関する情報の存在が明らかにされることとなるなど、開示請求された公文書の存否について答えること自体によって、非開示情報を開示することと同様の状況が生じる場合に適用され

るものである。

また、この規定は、開示請求に含まれる情報が非開示情報に該当する場合に、当該公文書の存否を応答することによって生じる支障を回避しようとするためのものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。つまり、公文書が存在しない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否した場合は開示請求者に当該公文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるからである。

これらのことから、存否応答拒否を行うには、①開示請求に含まれる情報が非開示情報に該当すること、及び②開示請求された公文書が存在しているか否かを答えることによって、非開示情報を開示するのと同様の状況が生じることの2つの要件を備えていることが必要である。

2 要件①の該当性について

実施機関は、本件請求について、開示請求された公文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号及び第3号の非開示情報を開示することとなると判断し、条例第9条第2号に基づいて存否応答拒否決定を行った。そこで、条例第7条第2号及び第3号の該当性を検討する。

石垣市における水道使用者等は、管理者である実施機関に対し、水道の使用に関する各種届出を出さなければならないから(石垣市水道事業給水条例第26条)、実施機関は、水道の設置場所ごとの水栓履歴(水道使用者の住所、氏名、連絡先、毎月の使用水量、料金額、納付状況等)の情報を公文書として保有している。

本件請求は、「石垣市字〇〇〇〇番地」と場所を特定した上で、「水栓所有者Aの止水時からの現在(令和7年7月迄)の水栓履歴。止水時の水栓所有者名及び使用者名、止水依頼者名」についての公文書の開示請求を行っており、これは特定の個人名を挙げた上で、特定の場所における同人の所有に係る水栓履歴(止水時の所有者、使用者、止水依頼者)の開示を求めるものである。

そうすると、本件請求は、特定の個人を名指しして当該個人の個人情報の開示を求めるとともに、当該水栓の使用者や止水依頼者等の情報の開示を求めているのであり、これらの情報は、個人であれば条例第7条第2号本文、法人又は事業を営む個人であれば条例第7条第3号本文に規定する非開示情報であると認められる。

また、これらの情報が条例第7条第2号ア～オ及び同条第3号ア～ウに該当しないことは明らかである。

なお、審査請求人は、本人が本人の情報の開示を求めているので個人の権利利益を害するおそれがあるという理由はあてはまらない旨を主張するが、条例に定める公文書公開制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者が誰であるかなど個別事情によって開示決定等の結論に影響を及ぼすものではなく、たとえ請求

人本人の情報であっても異なるところではない。

よって、要件①の該当性は肯定される。

3 要件②の該当性について

本件請求は、特定の個人名を挙げた上で、特定の場所における同人の所有に係る水栓履歴の開示を求めるものであるから、仮に本件開示請求された公文書が存在する場合、この文書の内容を非開示としても、その公文書が存在すること自体によって、当該場所において同人が所有する水栓があり、その履歴が存在するという情報が明らかになる。この情報は条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別するものであると認められるのであり、たとえこの情報を非開示としても、この情報を開示するのと同様の状況が生じるといえる。

そうであれば、前記1で述べたとおり、存否応答拒否の規定は、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものであるから、仮に本件開示請求された公文書が存在しない場合でも、存否応答拒否を適用すべきである。

よって、要件②の該当性も肯定される。

4 存否応答拒否の妥当性について

以上によれば、本件請求について、実施機関が、開示請求された公文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号及び第3号の非開示情報を開示することになるとして存否応答拒否を行ったことは妥当である。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和7年(2025年)	12月8日	実施機関から諮問書を受領
	12月11日	実施機関から「決定理由説明書」を受領
令和8年(2026年)	3月5日	審議(第1回)
	4月14日	審議(第2回)
	4月27日	審議(第3回)

氏 名	現 職	備 考
多 宇 大 輔	司法書士	副会長 任期：令和 7 年 5 月 15 日から 令和 9 年 5 月 14 日まで
津 浦 正 樹	弁護士	委員 任期：令和 7 年 5 月 15 日から 令和 9 年 5 月 14 日まで

(令和 8 年 4 月 27 日現在)